懲戒処分の実施状況について

（令和8年度）

処分年月日	処分内容	所属部局	職位	年代	処分事由
令和8年11月2日	減給6月 （100分の10）	企画総務部	課長級	50歳代以上	課税に係る事務処理の一部を失念し、課税漏れを生じさせた上、除斥期間の経過により、多額の税収を逸失させた
令和8年11月2日	減給3月 （100分の10）	経済産業部	係長級	40歳代	正当な理由なく常態的に授業時間を短縮するなど、勤務態度不良に該当する行為を行った